

令和7年度・第26回農業委員会総会進行

開催日 令和7年5月27日(火) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (16名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (3名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員 (1名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
小川G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 14番 ⑩

_____ 16番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和 7 年度 第 2 6 回 農業委員会 総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第 8 3 号 農地形質変更届の専決処分について

報告第 8 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第 8 5 号 非農地証明発行の専決処分について

報告第 8 6 号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

議案第 2 8 2 号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について

議案第 2 8 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 8 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 8 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 8 6 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 8 7 号 非農地証明願承認について

議案第 2 8 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第 2 8 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第 2 9 0 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第 2 9 1 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

7 その他

(1) 6 月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　ただ今から、第26回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員16名、欠席委員は3名で、2番谷山 隆信委員、13番永留 智史委員、であり、15番西 裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名です。

欠席委員は1名で、37番豊田 孝之委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 　はじめに、主要事務処理経過報告に入る前に、本日、農業委員会に関する法律第32条により傍聴の方が来られておりますので、傍聴の方には、薩摩川内市農業委員会会議規則第15条及び薩摩川内市議会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。それと撮影・録音等は絶対禁止ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、主要事務処理経過報告を事務局からお願いいたします。

西代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料をお開きください。

5月9日に鹿児島県農業会議令和6年度監査、令和7年度第1回理事会、定例常設審議委員会がマリnpalesかごしまで開催され、会長が出席されております。

9日と12日がそれぞれ定例の現地調査です。

15日に第1回農業委員会だより編集委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、編集委員、事務局職員が出席しております。

同日、第25回運営委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

16日は、農業公社理事会がアグリセンターで開催され、会長は欠席、事務局長が出席です。

19日は農業委員会会長・事務局長会議がマリnpレス鹿児島で開催され、会長、事務局長が出席されております。

22日には北薩地区農業委員会連絡協議会総会が北薩地域振興局で開催され、会長、事務局長が出席されております。

26日に土地開発公社理事会が本庁舎601会議室で開催され、下茂会長代理が出席されております。

27日に第26回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

28日から29日にかけて令和7年度全国農業委員会会長大会が東京都渋谷公会堂で開催、会長・事務局長が出席予定です。

今月30日が6月申請分の締切日となっております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、下茂会長代理から26日の土地開発公社理事会のご報告をお願いいたします。

下茂委員 9番 下茂が薩摩川内市土地開発公社役員会の内容を報告させていただきます。

まず、常務理事の選任について報告いたします。

令和7年3月31日付で、前常務理事の福元一也氏が公社の理事を退任されたことにより、新たに同年4月1日付で薩摩川内市副市長として理事に任命されました掛田信男氏を常務理事とすることに決定いたしました。

新しい副市長です。よろしくお願いいたします。

それからもう1件報告いたします。

川内港海崎未来ゾーン分譲決定事業者の公表について、売買が決定いたしましたので、2社ご報告いたします。

まず第1社、[REDACTED]、水引町の[REDACTED]の前にあります、です。

ここが、分譲面積16,216.19㎡を海崎未来ゾーンの内容を購入していただきました。

令和7年3月31日で契約が終了しております。

従業員数は36人からということで、自動車の修理その他販売を行うということです。

それから2社目、[REDACTED]、分譲面積は12,569.53㎡ということで、これも、契約日は令和7年4月24日、この[REDACTED]は現在中郷町に営業拠点があるのですが、これが海崎の方に移転します。

内容につきましては事務所整備、倉庫、建機、フォークリフト等の販売を行うということで、大きな会社が入ってきました。

以上、報告を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
14番：山路 一浩 委員
16番：小園 光男 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第83号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第83号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号3番から4番の2件です。登記地目 田2筆 675㎡の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し、畑とし、農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第83号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第83号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 8 3 号を終わります。

次は、報告第 8 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 8 4 号を説明いたします。資料は 3 ページから 1 4 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 1 9 番から 6 7 番までの 4 9 件で、登記地目 田 1 3 筆 19,327 m²、畑 5 0 筆 44,944 m²、その他 2 筆 2,107 m²、合計 6 5 筆 66,378 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号 1 9 番と 2 0 番の 2 件です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 8 4 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第 8 4 号の説明が終わりました。
これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 8 4 号を終わります。

次は報告第 8 5 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 8 5 号を説明いたします。資料は 1 5 ページから 1 7 ページをご覧ください。

今月の証明発行願は、受理番号 9 番から 2 0 番までの 1 2 件で、登記地目 田 1 0 筆 7,231 m²、畑 1 4 筆 8,014 m²、合計 2 4 筆 15,245 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

議長　ただ今、事務局より報告第 85 号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

議長 質疑がありませんので、報告第 85 号を終わります。

次は、報告第 86 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

今月は、受理番号１番の１件で、登記地目は田１筆 806 ㎡の農地転用事実証明願いが提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第４号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

以上で、報告第 86 号に係る説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

7

長沼 G 長 議案第 282 号及び議案 283 号・受理番号 9 番を説明いたします。資料は、議案第 282 号は、19 ページ、議案第 283 号 9 番は、20 ページをご覧ください。

議案第 282 号の事業計画変更申請及び議案第 283 号 9 番の申請がありました。

内容といたしましては、令和 5 年 7 月 13 日付指令農振第 1005-161 号で「駐車場」で農地法第 5 条転用許可を受けていましたが、一体利用地にある店舗で飲食業を営んでおり、来客数が多く駐車場が不足しており、また、店舗内に従業員が休憩できる事務室がないため、新たに 9068 番 田 867 m²を加えた、9067 番 1 田 外 6 筆 総事業面積 2,755.45 m² [事務所 1 棟・駐車場 38 台]とする事業計画変更となったものです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 282 号及び議案第 283 号 9 番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14 番 山路が、議案第 282 号 1 番及び議案第 283 号 9 番について、関連がありますので報告します。

去る 5 月 9 日、馬渡推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 4 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、事務局からの説明のとおり、駐車場として転用許可を受けておりましたが、未着工の状態でした。

当初、駐車場 25 台の計画でしたが、駐車場が手狭となり、今般、農地と隣接地の宅地を含め、事業計画を変更し、事務所 1 棟及び駐車場 38 台を整備する事業計画のため、申請するものです。

なお、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認及び転用は許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第２８２号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第２８２号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第２８３号受理番号９番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第２８３号受理番号９番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第２８３号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」、受理番号９番を除く受理番号８番と１０番から１１番を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長 議案第２８３号を説明いたします。資料は２０ページから２１ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号８番から１１番までの４件で、登記地目 田３筆１，３３５㎡、畑２筆２９１㎡、合計５筆１，６２６㎡の申請がありました。内容を説明いたします

８番・１１番は一般住宅での申請です。

１０番は、通路での目的で、自宅までの通路の幅員が狭く、拡張するための申請です。７８００番２宅地 ５７．７５㎡と一体利用で総面積１０２．７５㎡となります。

以上４件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第２８３号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

14番 山路が8番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 5 ページ、調査票 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、一般住宅での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

木下委員

10番 木下が、10番及び11番を報告します。

５月１２日、中川推進委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、10番について位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。通路の目的での申請です。

次に、11番について位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

まず、議案第２８３号受理番号９番を除く受理番号８番と１０番から１１番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(举 手)

議長 賛成全員であります。議案第283号受理番号9番を除く受理番号8番と10番から11番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第284号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第284号を説明いたします。資料は22ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号12番の1件で、登記地目 田1筆84㎡の申請がありました。内容を説明いたします。

通路での申請になります。

9089番5 宅地 45.86㎡と一体利用で総面積129.86㎡になります。

また、平成19年5月25日付け、指令農振第5-198号にて隣接地にある農地に一般住宅・駐車場の目的で農地転用許可を受け、工事完了済でしたが、通路（進入路）が狭く、今回の申請地に通路を整備したもので、施工済のため、始末書が添付されています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第284号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14番、山路が12番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図8ページ、調査票7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。転用目的は、通路での申請で、施行済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

以上で議案第２８５号に係る説明を終わります。

12

中原委員

1 番、中原が 1 3 番を報告します。

去る、5 月 1 0 日、徳永正幸推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 9 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。

店舗及び駐車場 2 9 6 台の目的での申請です。

1 8 7 9 番 8 原野 外 2 2 筆 実測面積 1 1 , 5 4 0 . 3 2 m²と一体利用で総実測面積 1 7 , 4 6 9 . 3 2 m²となります。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、採決いたします。

議案第 2 8 5 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。

議案第 2 8 5 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 2 8 6 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長

議案第 2 8 6 号を説明いたします。資料は、2 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 4 番の 1 件で、登記地目 畑 2 筆 1 , 5 5 3 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

知人から申請地を借り受けて、資材置場での申請になります。

令和 6 年 9 月に転用実行者が整備を行い、施工済のため、始末書が添付されております。

また、私有地を通る必要があるため、通行承諾書及び私有地にある溜桝に排水をするため、排水承諾書が添付されております。

以上１件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第２８６号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員　１番、中原が１４番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図１０ページ、調査表９ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。資材置場の目的での申請です。
施工済のため始末書が添付されています。また、進入するための通行承諾書及び排水承諾書が添付されております。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　（なしの声あり）

議長　ないようですので、採決いたします。
議案第２８６号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　（挙手）

議長　賛成全員であります。
議案第２８６号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第２８７号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第287号を説明いたします。資料は25ページから26ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号4番から9番の6件で、登記地目 田 1 1 筆 6, 0 7 7 m² 畑 4 筆 1, 7 9 3 m²、合計 1 5 筆 7, 8 7 0 m²の非農地証明願が申請されました。

内容について、説明します。

4番は、平成17年に相続する以前から自宅の通路として利用し、現在に至っています。

5番は、平成9年5月に貸家住宅で農地転用許可を受け、居宅を貸していましたが、平成24年頃、居宅を解体し、駐車場として現在まで利用しています。

6番と7番は関連がありますので、まとめて説明いたします。

6番の4741番1については、駐車場として利用して現在に至っております。その他の土地については、7番の申請者が耕作管理しておりましたが、体調を崩され、耕作管理することが困難になりました。

また、6番の申請者は、7番の兄で弟の介護や家の整理のため、帰郷され今回の申請に至りました。

土地の現状については、6番の申請者が、鳥獣被害の拡大防止等の観点から草刈り等を実施され、原野化している状態ではありませんでしたが、その土地を管理するための道路や水路等もなく、6番の申請者及び7番の申請者の体調の状況から耕作管理することができない土地となっています。

当日配布の資料3 令和3年4月1日付の農林水産省経営局農地政策課長通知の「非農地判断の徹底について」では、非農地判断を行う要件として、②の「周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない」土地であるかを現地調査で調査された調査委員から報告していただきます。

8番は、平成29年頃に隣接の居宅に居住して以来、駐車場として利用し、現在に至っています。

9番は、長年耕作しておらず、山林化して現在に至っております。

以上で、議案第287号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員

10番、木下が4番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成17年に相続する以前から自宅の通路として利用していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

中原委員

1番、中原が5番から7番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

5番ですが、位置図12ページ、調査表11ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、平成9年5月の貸家住宅で転用許可を受けて、その後、平成24年ごろに貸家を解体し、駐車場として利用し、現在に至っております。

5番については、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

6番及び7番は、関連がありますので、まとめて報告いたします。6番の申請者は、相続代表者で5筆、7番は3筆の申請となっております。

事務局からの説明のとおり、7番の申請人が、当該農地を管理しておりました。

しかし、体調を崩され、耕作・管理が困難な状態となっております。6番の申請者は、7番の申請者の兄であります。一時帰省し、弟の介護や実家の整理等をしております。

当該申請地は、基盤整備等もされておらず、農機具の搬入路や用水路も整備されていない土地であることを確認しました。

当該申請地は、一時帰省している6番の申請者が、鳥獣被害の拡大を防ぐため、草刈り等を実施しており、登記地目上の原野にはなっておりませんが、前述のとおり、「農地としての再生利用が困難な土地」であるものと現地調査の結果として報告いたします。

総会で現地報告の結果を踏まえ、当該申請にかかる非農地判断の承認をご協議いただきたいと思いますと考えます。以上です。

山路委員

14番、山路が8番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成29年に隣接の居宅に居住してから、駐

車場として利用しており、雑種地の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

小園委員

16番、小園が9番を報告いたします。

去る5月9日 古川推進委員と、西職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図15ページ、調査票15ページをご覧ください。

申請地の現況は田です。備考欄に記載がありますとおり、20年前から耕作されておらず、山林化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行すべきだと考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終了しました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

梶原委員

18番、梶原です。

6番と7番について、XXXXXXXXXXさんは相続人代表であって、7番のXXXXXXXXXXさんは相続人ではないということですか。この辺を説明していただけるとありがたいです。

梶原主幹

ご説明いたします。

6番の申請者の方は、2名の方の相続人代表ということで今回、非農地証明書の申請をしていただきました。

7番のXXXXXXXXXXさんは御自分の所有の農地について、申請されたということになりますので、そういう対応ではなくて、自分の所有の農地の申請ということになります。以上です。

梶原委員

はい。ありがとうございます。

6番について、所有権は亡くなられた方、そのままということですか。

梶原主幹

相続登記はされておられませんけれども、今のところ前の所有者のまま、相続人ということで、所有権移転は終わっておりません。

梶原委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に御質疑ございませんか。

中島委員 8番、中島です。

5番の件ですが、平成9年5月に、貸家住宅で農地転用許可を受けているにもかかわらず、現在も、登記地目が田になっているのはどういう状況だったのでしょうか。

梶原主幹 本人が来られたときに非農地でということでしたので、農家台帳で整理したときにも過去に転用が出ているという事実が分かりました。

転用が出ていれば許可証を持って地目変更すればよかったのですが、今回の申請人も相続されて、所有権を移していらっしゃいました。

前任者の方が、転用許可を受けていらしかったということで、そのあと相続されてからの解体なので、地目変更前の申請所有者が申請していないまま相続されて、今の申請になっているということで、そのところが分かってなかったというところもありまして、今回このような形です。

現況に家が建っていれば転用事実証明でいけたのですが、現況は駐車場ということで、転用事実ではいけないということがありましたので、非農地証明の方で今回、申請していただいたという経緯でございます。

以上です。

議 長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第287号、受理番号6番と7番を除く受理番号4番から5番、8番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第287号、受理番号6番と7番を除く受理番号4番から5番、8番から9番については、原案どおり許可といたします。

次に、議案第 287 号、受理番号 6 番及び 7 番について、原案のとおり再生利用が困難な農地（非農地）とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

（ 挙 手 ）

議 長 賛成全員であります。議案第 287 号、受理番号 6 番と 7 番については、原案どおり再生利用が困難な農地（非農地）とすることで許可いたします。

次は、議案第 288 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第 288 号を説明いたします。資料は 27 ページから 28 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 12 番から 22 番の 11 件で、田 7 筆 5, 157 m²、畑 5 筆 4, 588 m²、合計 12 筆 9, 745 m²の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大及び営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

15 番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

16 番については、譲受人が令和 4 年度に 3 条許可され、所有権移転後に、田では耕作できないため、畑にするために形質変更届を提出し、令和 4 年 10 月 27 日開催の総会で専決処分されました。

しかし、この農地は計画どおりに盛土されておらず、一部のみ施工されております。

また、現地調査時に本人に今後の計画について聞き取りを行いましたが、本人からは、明確な回答はえられませんでした。

このようなことから、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率要件「農地の権利を取得しようとする者は、その世帯員が保有している農地を含め、それらの者が全て農地を効率的に耕作すること」となっており、申請時点で、適正な営農で管理がされていないものと判断いたします。調査された委員の調査報告を受け、ご審議いただければと思います。

12 番から 15 番、17 番から 22 番は、申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び

農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第288号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が12番から13番を報告いたします。
去る5月12日、永吉推進委員と事務局 中城・小川職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

12番ですが、位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていまして。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

13番ですが、位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていまして。権利取得後は、甘藷を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

木下委員 10番、木下が14番から16番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、14番について位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていまして。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、15番について位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていまして。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、薬用植物を栽培予定です。

14番と15番はいずれも新規営農や規模拡大のための権

利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

次に、16番について位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、果樹を栽培予定です。

申請者は所有している農地に形質変更が完了していない農地が一筆あります。

そのため、申請地を確認したのち、申請者に該当農地へ案内していただき調査を実施しました。

該当農地は未だに盛土が進んでおらず、申請者に確認したところ「盛土のための土について、受け入れのめどが立っていない。」との発言があり形質変更を完了することができない状態でした。

このようなことから16番につきましては、農地法第3条の許可基準である農地法第3条第2項第1号の全部効率要件の農地の権利を取得しようとする者は、その世帯員等が保有している農地を含め、それらの者が全て農地を効率的に耕作することに抵触するものとして申請は許可できないと判断しました。

以上です。

乙須委員

11番、乙須が17番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、形質変更届を提出し、盛土し畑として野菜を栽培予定です。

事業用地提供の代替地としての権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

山路委員

14番、山路が18番から20番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

18番ですが、位置図22ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

19番ですが、位置図23ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で譲受人の所有の農地が道路に隣接しておら

ず、畑へ進入するための権利取得では、自己所有の畑と一体利用で野菜等を栽培予定です。

20番ですが、位置図22ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

梶原委員 18番梶原が、21番を報告します。

5月9日、豊田推進委員と事務局 松下・小川職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図24ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、茶畑で耕作されていました。権利取得後も、茶樹を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

牧田委員 22番を報告いたします。

5番 牧田が、22番を報告します。

5月9日、早崎推進委員と事務局 小川・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図25ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第288号受理番号16番を除く受理番号12番から15番、17番から22番については、原案のとおり処分決定するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第 288 号受理番号 16 番を除く受理番号 12 番から 15 番、17 番から 22 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 288 号受理番号 16 番については、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく許可条件である全部効率要件等が不適當であるため、不許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。

議案第 288 号受理番号 16 番については、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく許可条件である全部効率要件等が不適當であるため、不許可といたします。

次は、議案第 289 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第 289 号を説明いたします。資料は 29 ページから 30 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 23 番から 30 番の 8 件で、田 9 筆 7, 494 m² 畑 4 筆 1, 192 m² 合計 13 筆 8, 686 m² の申請がありました。

申請理由といたしましては、兄弟間及び知人間等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 289 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が23番及び24番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、23番について位置図26ページ、調査表27ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、果樹や野菜等を栽培予定です。
次に、24番について位置図27ページ、調査表28ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、果樹を栽培予定です。
いずれも新規営農や規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

乙須委員 11番、乙須が25番から26番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
25番ですが、位置図28ページ、調査表29ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
26番ですが、位置図29ページ、調査表30ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
25番は規模拡大、26番は新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

山路委員 14番、山路が27番、28番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
27番ですが、位置図30ページ、調査表31ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

28番ですが、位置図31ページ、調査表32ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

27番、28番ともに新規営農のため、営農計画書が添付されています。

新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

梶原委員

18番梶原が、30番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図33ページ、調査表34ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

木場委員

7番 木場です。

29番は報告されましたか。

山路委員

すみません。29番を抜かしてしまいました。

木場委員

あと、すみません。質問です。

28番で営農計画書がついていて、現在も作られています、下甌の住所ですね。

どのような営農計画書だったのでしょうか。

梶原主幹

この申請人の方は[]さんにお勤めされており、土日等は帰ってこられているみたいで、義理のお姉さんからの贈与です。耕作はされていらっしゃるということで、通作はなかなか来られないのですが、合間を見ながら親戚の方と耕作していくということの申請でございます。

木場委員 ありがとうございます。
議 長 29番をお願いします。

山路委員 1 4 番、山路が 2 9 番を報告いたします

位置図 3 2 ページ、調査表 3 3 ページを御覧ください。

申請地の現況は田で耕作されていました。権利取得後は野菜と
水稲を栽培予定です。

全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可
相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

初めに、議案２８９号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。

議案 289 号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第 290 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２９０号を説明いたします。資料は３１ページから３７ページをご覧ください。

今月の申請は、田２４，５５１㎡、畑４０，２９２㎡、合計６４，８４３㎡の申請がありました。

中間管理権設定３７件中、認定農業者等に係る分は１２件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第２９０号につきまして、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第２９１号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題とします。

局長 資料の38ページをご覧ください。

議案第 291 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、説明します。

本議案は、農業委員会法第３７条「情報の公表」に従い、総会において審議いただき、議決を求めるものであります。

39 ページをお開きください。

ローマ数字「Ⅰ」の「農業委員会の状況」では、令和6年4月1日時点の状況を記載しています。

「１の農業委員会の現在の体制」で、農業委員、農地利用最適化推進員の定数、実数等を、「２の農家・農地等の概要」で、農業経営体数、農業者数、耕地面積等を示しております。

続いて４０ページ　ローマ数字「Ⅱ」の「最適化活動の実施状況」では「１の最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」の「③実績」で、令和６年度の新規集積面積が４４．６ha、集積面積が、１，２０９．５ha、集積率が、３０．５％で、目標に対する達成率は、９８．７％となっています。

このことから、「農業委員会の点検結果」といたしましては、「概ね目標を達成したが、今後、集積率を上げるためには、新たな担い手の育成・確保を行うことが課題である。」ことを記載いたしま

した。

続きまして、「(2)の遊休農地の発生防止・解消」ですが、41ページの「③実績」をご覧ください。

アの既存遊休農地の解消では、「a 緑区分の遊休農地の解消」で、解消実績面積が31.6haで、目標に対する達成状況は、43.5%となりました。

イの新規発生遊休農地の解消では、解消実績面積が4.7haでした。

このことから、「農業委員会の点検結果」といたしましては、利用意向調査結果により、有効利用できる農地は、関係者や関係機関の協力をもとに有効活用を推進した。再生利用が困難と思われる農地は、状況を踏まえ、非農地の取り扱いを進めた。と記載しました。

続きまして、「(3)の新規参入の促進」ですが、42ページの「③実績」をご覧ください。

「新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は12.1haで、「② 目標」に対する達成率は、83.4%となりました。

新規参入者の参入状況を踏まえて、「農業委員会の点検結果」として、「新規参入者は、前年度と同数の経営体で、取得面積は減少したことから、更なる新規就農者の確保に努めたい。」としました。

続きまして、2の最適化活動の活動目標では、「(2)の活動強化月間の設定」で、「②実績」をご覧ください。

「活動強化月間の設定回数」は3回で、12月から2月にかけて、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の推進の取り組みについて記載しています。

43ページをお開きください。

「(3)の新規参入相談会への参加」で、「②実績」をご覧ください。

新規参入相談会への参加回数は、1回、さつま町で開催された新規就農者を励ます会に別府会長、小園会長代理の2名が参加されました。

続きまして、目標の達成状況の評語ですが、「推進員等の点検・評価結果」表から、「目標に対して期待通りの結果が得られた。」としました。

委員皆様の日頃からの積極的な活動の結果であると考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、44ページ、ローマ数字の「Ⅲの事務の実施状況」ですが、1の総会、部会の開催実績では、総会を各月1回の開催とし、2の農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数が152件、うち131件を許可としました。

3の 農地転用に関する事務では、1年間の処理件数が145件(△23)、うち126件を許可相当としました。

4の違反転用の対応では、年度末の違反転用面積0.2haで、昨年と同数となっています。

以上、議案第291号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
ご意見等はありませんか。

中島委員 8番、中島です。
4番の違反転用への対応の件ですけれども、多分、違反転用面積の0.2haは例のことだと。
現状を教えていただきたいと思います。

梶原主幹 御説明いたします。
転用違反転用者の方には、許可申請の方を申請していただくように指導しておりまして、その関係で地権者との話が一筆、必要な箇所がありました。
そのことについて、話をして申請を進めてくださいと言っていました、なかなか対応していただけなくて、何度か事務局の方にも来ていただいたりしていましたが、体調を崩されて、本拠地は薩摩川内市ですけれども、実際のところは鹿児島市の方で、なかなか連絡がつかなくなっております。
そういう状況ですと例年同じ状況を繰り返しておりまして、連絡が来ないという状況のままでございます。

中島委員 わかりました。

議長 ほかにご意見等ございますか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 291 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 6 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西代理 6 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10 日（火）が本土川内地域、9 日（月）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 30 分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 6 月総会は 6 月 25 日（水）午後 1 時から、SS プラザ川内の 3 階第 301 から第 303 会議室を予定しています。

また、裏面は 6 月から 8 月の行事予定を記載してあります。

主な行事のみ説明いたします。

7 月 16 日（水）に農業者年金加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議がここ SS プラザせんだいで 13 時から開会いたします。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員

（なしの声あり）

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 これをもちまして第26回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 15：00】